

育児・介護休業等に関する労使協定

株式会社と労働者代表 は、株式会社における育児・介護休業等に関し、次のとおり協定する。

(育児休業の申出を拒むことができる従業員)

第1条 会社は、次の従業員から1歳(法定要件に該当する場合は1歳6ヶ月または2歳)に満たない子を養育するための育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社1年未満の従業員
- 二 申出の日から1年(育児・介護休業法第5条第3項および第4項の申出にあっては6ヶ月)以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
- 三 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(介護休業の申出を拒むことができる従業員)

第2条 会社は、次の従業員から介護休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社1年未満の従業員
- 二 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
- 三 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(子の看護休暇、介護休暇の半日単位取得について)

第3条 対象となる従業員は、勤務時間 時～ 時 分の従業員とする。

- 2 取得の単位となる時間数は、始業時刻から 時間又は終業時刻まで 時間 分とする。
- 3 休暇1日当たりの時間数は、 時間 分とする。

(子の看護休暇の申出を拒むことができる従業員)

第4条 会社は、次の従業員から子の看護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社6ヶ月未満の従業員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(介護休暇の申出を拒むことができる従業員)

第5条 会社は、次の従業員から介護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社6ヶ月未満の従業員

二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(育児・介護のための所定外労働の制限の申出を拒むことができる従業員)

第6条 会社は、次の従業員から所定外労働の制限の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社1年未満の従業員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(育児短時間勤務の申出を拒むことができる従業員)

第7条 会社は、次の従業員から育児短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社1年未満の従業員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(介護短時間勤務の申出を拒むことができる従業員)

第8条 会社は、次の従業員から介護短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社1年未満の従業員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(従業員への通知)

第9条 会社は、第1条から第2条及び第4条から第8条までのいずれかの規定により従業員の申出を拒むときは、その旨を従業員に通知するものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、会社、労働者代表のいずれからも申出がないときには、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

平成 年 月 日

株式会社

代表取締役

印

労働者代表

印